

● 入湯税の使途について（令和元年度決算分）

入湯税とは、鉱泉浴場等における入湯客の入湯行為に対して課される税金です。山ノ内町は宿泊入浴客1泊150円、日帰り入浴客1日30円を課税しています。

入湯税は地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理、消防施設・設備等整備や観光の振興に要する費用に充てられています。

令和元年度決算における入湯税の使途については、次のとおりです。

（歳入） 入湯税 66,397 千円

（歳出） 入湯税充当可能事業費 310,969 千円

（単位：千円）

区 分	事 業 名	事 業 費	財 源 内 訳		
			特定財源	入湯税	一般財源
環境衛生施設の整備	衛生施設組合 （負担金）	23,810		8,289	15,521
	レジオネラ菌対策	9,573		9,573	0
	小計	33,383	0	17,862	15,521
鉱泉源の保護管理施設	鉱泉源保護管理 （補助金）	9,573		9,573	0
	小計	9,573	0	9,573	0
消防施設等の整備	消防施設・ 設備等整備	1,496		1,496	0
	小計	1,496	0	1,496	0
観光の振興	観光施設整備	143,650	28,492	16,058	99,100
	観光振興事業	122,867	400	21,408	101,059
	小計	266,517	28,892	37,466	200,159
合 計		310,969	28,892	66,397	215,680

※1 入湯税は、令和元年度決算額です。

※2 事務費や事務職員の人件費等は除外してあります。